

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、令和七年十月十六日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十一年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、令和六年九月十三日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。
---	---

<u>企業会計基準第 38 号</u>	「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正	[項を加える。]
<u>企業会計基準第 39 号</u>	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その 3）	[項を加える。]
<u>企業会計基準第 40 号</u>	「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（その 2）	[項を加える。]
備考 表中の「」の記載は注記である。		